

総社市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 3 1 号

総社市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

総社市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 1 7 年総社市規則第 1 6 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（委員会の会議及び議事等） 第 9 条 委員会の会議は，毎年度<u>1 回以上</u>開催するものとする。 2 ～ 6 略	（委員会の会議及び議事等） 第 9 条 委員会の会議は，毎年度<u>の前半に 1 回開催することを常例とする</u> <u>とともに，必要に応じ，</u>開催するものとする。 2 ～ 6 略

附 則
この規則は，公布の日から施行する。